

令和5年 春の全国交通安全運動実施要綱

1 目的

この運動は、県民一人ひとりが交通ルールを遵守し、交通マナーを実践するとともに、安全な道路交通環境の改善に向けた取組を推進して交通事故防止を図ることを目的とする。

2 期間

令和5年5月11日（木）から20日（土）まで

3 交通事故死ゼロを目指す日

令和5年5月20日（土）

4 主唱

岐阜県交通安全対策協議会

（別紙「岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体名簿」のとおり）

5 運動の重点

- ・ こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- ・ 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ・ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

6 運動の重点の趣旨と推進項目

(1) こどもを始めとする歩行者の安全の確保

全国の交通事故を見ると、交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が最も高く、歩行者側にも、走行車両の直前・直後横断や横断歩道外横断、信号無視等の法令違反が認められる。また、次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、幼児・児童の死者・重傷者は歩行中の割合が高く、特に、5月から6月にかけて歩行中の児童の死者・重傷者が増加する傾向にあり、歩行中の児童の死者・重傷者の通行目的では登下校が約3分の1を占めるなど、依然として、道路においてこどもが危険にさらされている。このため、こどもを始めとする歩行者の安全の確保を図る必要がある。

【推進項目】

ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ・ 歩行者に対し、横断歩道を渡ることや信号に従うこと等の基本的なルールを周知し、横断歩道を渡るときには、運転者に横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認す

ることを啓発し、反射材の効果についても周知する。

- ・ こどもの飛び出しによる死亡、重傷事故を防止するため、交通事故の特徴を踏まえた交通安全教育等を推進し、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児、児童への交通安全教育を推進する。
- ・ 高齢者が加齢に伴って生ずる身体機能の変化を知り、安全な交通行動を実践するための交通安全教育を推進する。

イ 歩行者の安全確保

- ・ 通学路や、こどもが日常的に集団で移動する経路等での見守り活動を推進する。
- ・ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策、通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策を推進する。

※ ゾーン30プラス：最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイス（ハンプや狭さく等）との適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るもの。

(2) 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

全国の交通事故では、交通死亡事故の第1当事者（主たる原因）の多くは自動車で、歩行中の死亡事故の多くが道路横断中に発生し、横断歩道横断中の歩行者の死亡事故における車両等側の多くに横断歩行者妨害等の法令違反が認められる。また、飲酒運転、妨害運転等の悪質・危険な運転による交通事故や電動キックボードによる交通事故が発生している。さらに、75歳以上の運転者については、75歳未満の運転者と比較して免許人口当たりの死亡事故件数が多く、その要因としてハンドルやブレーキの操作不適が多くなっている。加えて、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの適正使用率がいまだ低調である。このため、横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上が必要である。

【推進項目】

ア 運転者の歩行者への保護意識の向上

- ・ 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーを呼び掛ける。
- ・ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底を図る。
- ・ 運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発を推進し、運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についても広報啓発を推進する。
- ・ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促進する。

イ 飲酒運転の根絶

- ・ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進等、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成する。
- ・ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底を図る。

ウ 妨害運転等の防止

- ・ 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発を推進する。
- ・ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及に関する広報啓発を推進する。

エ 二輪車運転者等に対する広報啓発

- ・ 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用、プロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発を推進する。
- ・ 電動キックボード利用者に対する、販売事業者等と連携した安全利用と交通ルールについての広報啓発を推進する。

オ 高齢運転者の交通事故防止

- ・ 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発を推進する。
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発を推進する。
- ・ 安全運転相談窓口の積極的な周知及び運転免許の自主返納制度や自主返納者に対する支援施策の広報啓発により自主返納を促進する。

カ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ・ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- ・ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法や肩ベルトの締付け方等、正しい使用方法について広報啓発を推進する。
- ・ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を推進する。

(3) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車は、身近な交通手段であるが、自転車利用中の交通事故死者数が減少傾向にある一方で、交通事故死者数全体に占める割合はほぼ横ばいで推移しており、自転車利用中の交通事故死傷者数を年齢層別に見ると、10歳から25歳未満の若年層の割合が高い。また、自転車利用中におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高く、ヘルメット非着用の死者の人身損傷主部位は、頭部が約6割となっている。さらに、自転車関連の死亡・重傷事故は、自

転車側の多くに法令違反が認められる。このため、自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底が必要である。

【推進項目】

ア 自転車のヘルメット着用と改定「自転車安全利用五則」の周知

- ・ 「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」及び道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行により、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務となり、ヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発を推進する。
- ・ 改定された「自転車安全利用五則」（「自転車の安全利用の促進について」（令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定））を活用した自転車の交通ルールについての広報啓発を推進する。

イ 自転車の交通ルール遵守の徹底

- ・ 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を図る。
- ・ 信号の遵守や、交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールを周知する。
- ・ イヤホンやスマートフォン等使用時、傘差し等の片手運転時の危険性の周知と遵守の徹底を図る。

ウ 自転車利用者等の安全確保

- ・ 反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上と定期的な点検整備による安全の確保について広報啓発を推進する。
- ・ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び全ての利用者のヘルメット着用、幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発を推進する。
- ・ 自転車事故被害者の救済のため、自転車損害賠償責任保険等への加入義務について広報啓発を推進する。

7 運動の進め方及び効果の検証

各実施機関・団体は、相互に連携、協力し、地域一体となった運動が展開されるよう、組織の特性に応じた取組みや情報通信技術の普及も踏まえた、多様な形態の運動を推進する。

8 新型コロナウイルス感染症に配慮した活動の実施

各種活動に当たり、新型コロナウイルス感染症の状況や交通手段の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた活動を展開し、交通安全意識の向上に努める。

9 その他

今回の運動期間は、統一地方選挙の実施に伴い、5月中の実施となるが、4月は幼児の入園や児童の入学・進級を迎える時期であることから、この機を捉えた幼児や児童、その保護者等に対する交通安全教育、街頭指導等についても特段の配慮をするものとする。

別紙

「岐阜県交通安全対策協議会 実施機関・団体」 ※順不同

岐阜県	岐阜県警察
(一財)岐阜県交通安全協会	各地区交通安全協会
各市町村	各市町村交通安全対策協議会
岐阜県交通安全女性協議会	各交通安全女性団体
各幼児交通安全クラブ	(一社)岐阜県自動車会議所
(公社)岐阜県バス協会	岐阜県タクシー協会
(一社)岐阜県トラック協会	岐阜県レンタカー協会
岐阜県教育委員会	各市町村教育委員会
岐阜地方検察庁	中部運輸局岐阜運輸支局
岐阜地方気象台	岐阜労働局
中部地方整備局各事務所	岐阜地方法務局
岐阜地方裁判所	岐阜家庭裁判所
岐阜県市長会	岐阜県町村会
岐阜県市議会議長会	岐阜県町村議会議長会
岐阜県都市教育長会	岐阜県町村教育長会
岐阜県保育研究協議会	岐阜県高等学校長協会
岐阜県小学校長会	岐阜県中学校長会
岐阜県公立幼稚園・こども園長会	(一社)岐阜県私立幼稚園連合会
岐阜県PTA連合会	岐阜県高等学校PTA連合会
岐阜県専修学校各種学校連合会	岐阜県自治連絡協議会
岐阜県保護司会連合会	ボーイスカウト岐阜県連盟
ガールスカウト岐阜県連盟	(一財)岐阜県子ども会育成連合会
岐阜県スポーツ少年団	岐阜県少年少女合唱連盟
(公社)岐阜県青少年育成県民会議	(特非)岐阜県青年のつどい協議会
岐阜県公民館連合会	(社福)岐阜県社会福祉協議会
(一財)岐阜県地域女性団体協議会	(一財)岐阜県老人クラブ連合会
(一社)岐阜県聴覚障害者協会	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会
(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	中日本高速道路(株)
東海旅客鉄道(株)東海鉄道事業本部	日本郵便(株)東海支社
(一社)岐阜県指定自動車教習所協会	中部鉄道協会
(一社)岐阜県自家用自動車協会	(一社)岐阜県自動車整備振興会
岐阜県自動車販売店協会	岐阜県自転車軽自動車商協同組合
岐阜県軽自動車協会	岐阜県中古自動車販売協会
岐阜県自動車車体整備協同組合	岐阜県自動車電装品整備商工組合
軽自動車検査協会岐阜事務所	(独)自動車事故対策機構岐阜支所

(一社)日本自動車連盟岐阜支部
 (一社)日本二輪車普及安全協会岐阜県二輪車普及安全協会
 損害保険料率算出機構岐阜自賠責損害調査事務所
 (公財)日本道路交通情報センター岐阜センター
 (一社)岐阜県道路交通安全施設業協会 岐阜県自動車共済協同組合
 自動車安全運転センター岐阜県事務所 岐阜県農業機械商業協同組合
 岐阜県美容業生活衛生同業組合 岐阜県理容生活衛生同業組合
 岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合 生活衛生同業組合岐阜県映画協会
 岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合
 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合 岐阜県料理生活衛生同業組合
 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合 岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合
 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合 岐阜県飲食生活衛生同業組合
 岐阜県食肉生活衛生同業組合 岐阜県鮭商生活衛生同業組合
 岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合 各ライオンズクラブ
 各ロータリークラブ (一社)岐阜銀行協会
 岐阜県信用金庫協会 (一社)東海信用組合協会
 岐阜県弁護士会 (一社)岐阜県医師会
 (公社)岐阜県歯科医師会 (一社)岐阜県農業会議
 岐阜県農業協同組合中央会 (一社)ぎふ総合健診センター
 (一社)岐阜県観光連盟 (一社)岐阜県経営者協会
 (一財)岐阜県消防協会 (公財)岐阜県防犯協会
 (一社)岐阜県警備業協会 (一社)岐阜県危険物安全協会
 岐阜県中小企業団体中央会 岐阜県商工会議所連合会
 岐阜県商工会連合会 (一社)岐阜県建設業協会
 岐阜県砂利協同組合 岐阜県石油商業組合
 岐阜県森林組合連合会 岐阜県木材協同組合連合会
 岐阜県小売酒販組合連合会 岐阜県生コンクリート工業組合
 全岐阜県生活協同組合連合会 岐阜県民共済生活協同組合
 日本放送協会 岐阜放送(株)
 (株)CBCテレビ 岐阜支社 東海テレビ放送(株)
 東海ラジオ放送(株) 名古屋テレビ放送(株)
 中京テレビ放送(株) (株)岐阜新聞社
 (株)中日新聞社 (株)毎日新聞社
 (株)朝日新聞社 (株)読売新聞社
 (株)日本経済新聞社 (株)中部経済新聞社
 (株)日刊工業新聞社 (株)時事通信社
 (一社)共同通信社 (株)エフエム岐阜